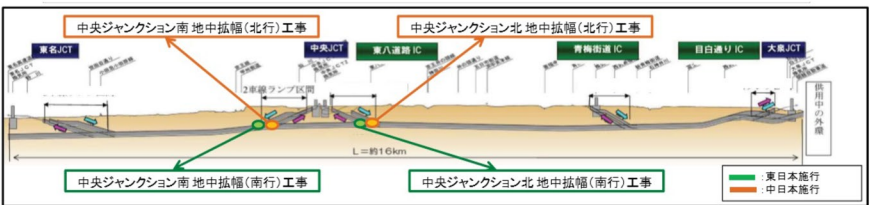


## 外環道工事で談合疑惑、高速2社が契約中止

2017/09/15

東京外かく環状道路（外環道）都内区間の中央ジャンクション（JCT）地中拡幅工事で、設計・施工者の選定を進めてきた東日本と中日本の両高速道路会社は、談合の疑いが払拭できないとして契約手続きを取りやめた。両社は9月1日に契約中止を公表し、公正取引委員会や警察庁にも談合疑惑を通知している。

談合疑惑については、今春開かれた国会でも取り上げられ、大手建設会社など具体的な社名が挙がっていた。



工事概要（資料：東日本高速道路会社、中日本高速道路会社）

地区	工事名	工事延長	工事概要	施行
中央北側	中央ジャンクション北地中拡幅(南行)工事	約 0.3km	詳細設計 : 1式 工事 : 1式	東日本
	中央ジャンクション北地中拡幅(北行)工事	約 0.4km	詳細設計 : 1式 工事 : 1式	中日本
中央南側	中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事	約 0.4km	詳細設計 : 1式 工事 : 1式	東日本
	中央ジャンクション南地中拡幅(北行)工事	約 0.3km	詳細設計 : 1式 工事 : 1式	中日本

工事概要（資料：東日本高速道路会社、中日本高速道路会社）

問題の地中拡幅工事は、東日本高速が発注した「中央JCT北（南行き）」と「中央JCT南（南行き）」、中日本高速の「中央JCT北（北行き）」と「中央JCT南（北行き）」の計4件。16年10月に入札公告していた。

これらはいずれも、市街地化された東京都内の大深度地下で、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルの分岐・合流部を非開削で切り開きながら構築する工事。透水性が高い帯水層の下で大断面の地下空間を施工しなければならない。世界でも類を見ない規模で、施工の難度は極めて高い。

## 再発注の時期や内容は未定

そのため、両社や国土交通省関東地方整備局、学識者などから成る「東京外環トンネル施工等検討委員会」（委員長：今田徹・東京都立大学名誉教授）が工法などを検討。2015年12月に、関東地整が発注した中央JCTなどの地中拡幅部の技術開発業務で、大手や準大手の建設会社など9者が提案した12工法を使用可能と判断した。工事の受注では、技術開発業務を手掛けた会社が有利になるとみられていた。

箇所	業務名	開発者	履行期間
東名 JCT	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その1)	(株)大林組東京本店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その2)	鹿島建設(株) 東京土木支店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その3)	(株)熊谷組首都圏支店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
中央 JCT 南	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その4)	(株)大林組東京本店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その5)	鹿島建設(株) 東京土木支店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その6)	前田建設工業(株) 東京土木支店	平成26年11月7日～ 平成27年9月30日
中央 JCT 北	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その7)	清水建設(株)	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その8)	(株)安藤・間 関東土木支店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その9)	戸田建設(株) 首都圏土木支店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
青梅街道 IC	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その10)	清水建設(株)	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その11)	(株)奥村組東京支店	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日
	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その12)	東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務 西松建設・日本シビック コンサルタント設計共同体	平成26年11月6日～ 平成27年9月30日

地中拡幅部の技術開発業務の開発者と履行期間。国土交通省関東地方整備局が2015年12月に公表した（資料：関東地方整備局）

両高速道路会社は昨秋、発注者が最適な仕様を設定できない工事などに適用する「設計交渉・施工タイプ」の公募型プロポーザルを公告。プロポーザルで選定した優先交渉権者とまず設計業務の契約を結び、その後の価格交渉などが成立すれば施工も契約するという方針を明らかにしていた。

しかし、契約手続きを進める過程で談合情報が寄せられたため、競争参加者が提出した技術提案書のチェックや参加者への事情聴取などを実施。今年4月下旬に予定していた優先交渉権者の選定手続きも延期していた。両社は今後の再発注の時期や内容などについては未定としている。